

2018年3月20日

会計検査院長 河戸光彦様

森友学園関連文書の改ざん事件に係る検査についての申し入れ

森友・加計問題の幕引きを許さない市民の会

貴院が国会の要請にもとづいて検査された森友学園への国有地売却の経緯（以下、「本件」という）に関する検査（2017年11月22日、報告書提出）において、財務省は検査期間内に検査に有用と考えられる資料を提出せず、検査報告書提出の前日になって数点の資料を貴院に送付したことが国会で明らかになりました。

また、去る3月12日、財務省は森友学園への国有地売却に関連した決裁文書などの改ざんを行っていたことを認める調査結果を国会へ提出しました。このほか、一部報道機関は、森友学園への国有地の売却価格算定に当たって8億円余の値引きの根拠とされた地下埋設物（地下3mより深い地中）の存在を証する資料を作成した業者は、検察当局の事情聴取に対して、近畿財務局の依頼で作成した偽りの資料だったと説明していると報道しました。

こうした一連の状況を踏まえて、貴院は本件について再検査されるとの意向を国会で表明されました。

そこで、以下、この問題について要望を提出いたします。本件に関する今後の検査に当たって、ご一考くださるよう、お願いいたします。

要 望

1. 貴院の本件検査に関して財務省が取った上記のような一連の対応は、「会計検査院法」第31条第2項（第26条の規定による要求に応じない場合）に該当すると考えられますので、麻生財務大臣に対し、財務省内の該当職員に対し懲戒処分を請求されるよう要望します。
2. 財務省が本件に係る検査対象資料を改ざんしていた事実は、「会計検査院法」第26条の規定に違反する、前例を見ないほど悪質なものであること、財務省内で相当広範囲の部署ないしは職員が関与していた可能性が高いことから、麻生財務大臣に、「会計検査院法」第31条第1項でいう「監督責任」が問われてしかるべきと考えられます。

そこで、安倍首相に対して、前項の要望で求めた懲戒処分を麻生財務大臣についても請求されるよう要望します。

以上